半田市放課後児童健全育成事業家賃等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項 に規定する放課後児童健全育成事業の健全な発展を図るため、半田市放課後児童 健全育成事業(以下「事業」という。)を実施する施設の家賃等に関する補助に ついて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、半田市の委託により事業を実施している団体とする。

(補助金の対象及び額)

- 第3条 補助金の対象は、事業の実施に必要な施設に係る土地及び家屋の賃借(第三者からの賃借に限る。)に要する経費とする。
- 2 補助金の額は、別表に規定する基準に基づき、予算の範囲内で市長が認める額 とする。

(補助金の申請)

- 第4条 補助を受けようとする事業実施団体の長(以下「申請者」という。)は、 放課後児童健全育成事業家賃等補助金交付申請書(様式第1)に半田市放課後児 童健全育成事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第14条第1項各号に規 定する提出書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 2 補助金の申請は、実施要綱第2条第1項の規定による委託期間内に申請するものとする。

(補助金の決定)

- 第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は補助を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助を決定した場合は、その旨を放課後児童健全育 成事業家賃等補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものと する。
- 3 申請者は、補助事業の期間が満了したときは、放課後児童健全育成事業家賃等補助金完了報告書(様式第3)に実施要綱第14条第2項各号に規定する提出書類を添付し、市長に提出するものとする。
- 4 申請者は、前条の規定による補助申請内容に変更が生じた場合は、その理由を

付して直ちに放課後児童健全育成事業家賃等補助金変更承認申請書(様式第4) を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

5 市長は、前項の規定により変更を承認した場合は、その旨を放課後児童健全育 成事業家賃等補助金変更承認書(様式第5)により、申請者に通知するものとす る。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、実施要綱第13条に基づいて支払う委託費と併せて交付するものとする。

(交付の取消し及び補助金の返還)

- 第7条 市長は、補助の決定を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反した場合
 - (2) 補助金を他の用途に使用した場合
 - (3)提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付手続に関し不正の行為があった場合

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年3月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表 (第3条関係)

施設定員	補助基準額(月額)	補助金額	摘要
40人以	100,000円	左の補助基準額と	施設定員は、専用
下の場合		事業実施に必要な	区画面積÷1.6
		施設に係る土地及	5 ㎡(端数切り上
		び家屋の賃借に要	げ)で求めた人数
40人を	100,000円+(施	する経費を比較し	とする。
超える場	設定員-40人)×2,	て少ない方の月額	
合	500円	とする。	

様式第1(第4条関係)

放課後児童健全育成事業家賃等補助金交付申請書

年 月 日

半田市長 殿

申請者

半田市放課後児童健全育成事業家賃等補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり補助金を申請します。

記

1 補助申請額等

家賃等負担金額(月	補助申請額(月額)	補助申請期間
円	円	年 月~ 年 月

2 その他関係書類等

- (1) 家賃等の賃貸借契約書の写しを添付すること。
- (2) 申請期間内に契約期間が終了する場合で、契約更新を行う予定のある場合は、見込み額を記入すること。契約内容に変更が生じた場合や、補助申請額に変更が生じた場合は、変更後の賃貸借契約書と放課後児童健全育成事業家賃等補助金変更承認申請書(様式第4)を提出すること。

 第
 号

 年
 月

 日

様

半田市長

放課後児童健全育成事業家賃等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました放課後児童健全育成事業家賃等補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助決定額 円
- 2 補助対象期間

年 月 ~ 年 月

- 3 補助条件
 - (1)補助金は、申請書記載以外の経費に支出してはならない。
 - (2)補助申請内容に変更が生じる場合は、市長の承認を受けなければならない。

放課後児童健全育成事業家賃等補助金完了報告書

年 月 日

半田市長 殿

申請者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった放課後児童健全育成事業家賃等補助金について、下記のとおり事業が完了しましたので、半田市放課後児童健全育成事業家賃等補助金交付要綱第5条第3項の規定により報告します。

記

1 完了の内容

家賃等実負担額 円

補助決定額 円

補助対象期間 年月~ 年月

2 その他関係資料等

補助対象期間の家賃等支払が確認できる書類を添付すること。

様式第4(第5条関係)

放課後児童健全育成事業家賃等補助金変更承認申請書

年 月 日

半田市長 殿

申請者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった放課後児童健全育成事業家賃等補助金について、下記のとおり変更となりますので、半田市放課後児童健全育成事業家賃等補助金交付要綱第5条第4項の規定により申請します。

記

1 補助金変更の理由

2 変更の内容

区分	変更前	変更後
家賃等負担金額(月額)	円	円
補助申請額(月額)	円	円
補助申請期間	年 月~ 年 月	年 月~ 年 月

 第
 号

 年
 月

 日

様

半田市長

放課後児童健全育成事業家賃等補助金変更承認書

年 月 日付けで申請のあった変更承認申請については、下記のとおり承認します。

記

- 1 変更後補助金 円
- 2 変更後補助対象期間

年 月 ~ 年 月